

都道府県・ 政令指定都市名	46 鹿児島県
------------------	---------

時点:2024年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課男女共同参画室											
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 0 人)											

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	鹿児島県男女共同参画推進本部											
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1999年4月1日 根拠: 鹿児島県男女共同参画推進本部設置要綱											
長 の 役 職	副知事											

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	鹿児島県男女共同参画審議会											
設 置 年 月 日 (西 暦)	2002年1月1日											
構 成 員	20 人 (女性 11 人、男性 9 人)											

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2023 年 4 月 ~ 2028 年 3 月											
名 称	第4次鹿児島県男女共同参画基本計画											
改定・見直しの予定時期	2028年3月											
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1											
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成												

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	鹿児島県男女共同参画推進条例										
	公 布 日(西 暦)	2001年12月21日										
	施 行 日(西 暦)	2002年1月1日										
	最 終 改 正 日(西暦)	2019年3月22日										
	改 正 内 容	組織改編に伴い、審議会の所管部局を「環境生活部」から「総務部県民生活局」に変更(2009年3月27日)。同箇所を「総務部県民生活局」から「総務部男女共同参画局」に変更(2019年3月22日)。										
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):		0 年 0 月										
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:										
	2. 特に検討していない											

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用			調査時点コード		1:2024年4月1日		2:その他(西暦)		2024年3月31日	
	目	標	値	(西暦)		年度まで		%		
				2027年度までに40%以上60%以下						
	根			拠						
				第4次鹿児島県男女共同参画基本計画						
目標設定の対象である審議会等の範囲				法律,政令,条例,要綱,要領等により設置されている審議会等						
目標設定の対象である審議会等における登用状況				調査時点コード	2	審議会等数(90)うち女性委員を含む審議会等数(89)				
				延総委員等数(1,709)延女性委員等数(712)		女性比率(41.7)				
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				調査時点コード	2	審議会等数(70)うち女性委員を含む審議会等数(69)				
				延総委員等数(1,422)延女性委員等数(572)		女性比率(40.2)				
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況				調査時点コード	2	審議会等数(36)うち女性委員を含む審議会等数(35)				
				延総委員等数(891)延女性委員等数(349)		女性比率(39.2)				
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				調査時点コード	2	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)				
				延総委員等数(84)延女性委員等数(16)		女性比率(19.0)				
目標値以外の目標設定										
女性登用方策	人材名簿作成の有無			1. 有 2. 無 3. 作成予定有		2	有の場合、1. 公表 2. 非公表			
	人材名簿が有る場合			掲載人数	人		(年		月現在)	
	そ の 他			人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2				
				委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		1				
そ の 他				女性委員登用促進要領						

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

17-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日			2:その他(西暦)					
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性 比率(%)
本庁	計	265	31	11.7	18	2	11.1	37	5	13.5	210	24	11.4
	うち一般行政職	162	28	17.3	16	2	12.5	25	5	20.0	121	21	17.4
支庁・地方事 務所等	計	341	44	12.9	16	1	6.3	52	3	5.8	273	40	14.7
	うち一般行政職	146	29	19.9	10	1	10.0	20	3	15.0	116	25	21.6
全体	計	606	75	12.4	34	3	8.8	89	8	9.0	483	64	13.3
	うち一般行政職	308	57	18.5	26	3	11.5	45	8	17.8	237	46	19.4
再掲	警 察 関 係	78	1	1.3	0	0		6	0	0.0	72	1	1.4
	教育委員会	49	6	12.2	0	0		2	0	0.0	47	6	12.8

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	670	162	24.2	778	170	21.9	
	うち一般行政職	395	131	33.2	293	107	36.5	
支庁・地方事務所等	計	845	154	18.2	1,469	298	20.3	
	うち一般行政職	291	68	23.4	299	103	34.4	
全体	計	1,515	316	20.9	2,247	468	20.8	
	うち一般行政職	686	199	29.0	592	210	35.5	
再掲	警察関係	297	21	7.1	910	104	11.4	
	教育委員会	102	16	15.7	313	79	25.2	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	60	9	15.0	104	30	28.8	88	16	18.2
	うち一般行政職	40	9	22.5	66	27	40.9	43	14	32.6
支庁・地方事務所等	計	75	9	12.0	128	29	22.7	163	43	26.4
	うち一般行政職	32	6	18.8	36	10	27.8	56	17	30.4
全体	計	135	18	13.3	232	59	25.4	251	59	23.5
	うち一般行政職	72	15	20.8	102	37	36.3	99	31	31.3
再掲	警察関係	15	0	0.0	33	2	6.1	80	13	16.3
	教育委員会	9	0	0.0	19	5	26.3	9	4	44.4

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎			○	面接と筆記試験等の併用
課長補佐相当職	○		○			○	◎			○	面接と筆記試験等の併用
係長相当職	○		○				◎			○	面接と筆記試験等の併用

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験				1,944	193	9.9
昇格試験				0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全	体	301	137	45.5
	うち上級	215	86	40.0
	うち一般行政職	120	61	50.8
	うち上級	82	41	50.0
	うち警察関係	49	19	38.8
	うち上級	20	7	35.0

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	1 鹿児島県職員旧姓使用取扱要綱 2 鹿児島県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱 3 鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	1 鹿児島県職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 【以下は省略】 2 鹿児島県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 【以下は省略】 3 鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱 第1 趣旨 この要綱は、鹿児島県警察職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、職員の申出により引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて必要な事項を定めるものとする。 【以下は省略】

問7-9：本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード

1:2024年4月1日

2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)			うち管理職数(人)		
	うち女性数 (人)	女性比率 (%)		うち女性数 (人)	女性比率 (%)
54	4	7.4	8	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	鹿児島県男女共同参画センター			愛称・通称			
設置年月日(西暦)	2003年4月22日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：892-0816 住 所：鹿児島県鹿児島市山下町14-50 電話番号：099-221-6603 FAX番号：099-221-6640 ホームページ: https://www.kagoshima-pac.jp/						
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：鹿児島県総務部男女共同参画局)) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：鹿児島県総務部男女共同参画局)) 指定管理者(名称：) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	5 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	3 人	予算額	2024年度	24,064 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画週間事業,情報紙の発行,子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画基礎講座,学校への男女共同参画お届けセミナー,男性のための男女共同参画セミナー,女性のエンパワメント事業,相談業務研修会,女性に対する暴力をなくすセミナー) ○ 3. 相談事業(主な事項 一般相談,専門相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書,ビデオ,パネル展示,ホームページ,フェイスブック) 5. 苦情処理(主な事項) 6. 交流促進(主な事項) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーン) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称				基金・基本財産額	千円	
設置年月日(西暦)				出資者		

2つある場合

名 称				基金・基本財産額	0	千円
設置年月日(西暦)				出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 名称等：鹿児島県女性団体連絡協議会 2. 無	加盟団体数	9	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： }				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 ○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概要 : 7. その他 { 内容 : }	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 { 内容： }
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	41,390	181,948	組織改編により事業が一部移管されたことによる予算額の増
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			○
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			○
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○			○
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬ その他			○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他	○	

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	かごしま子育て応援企業登録制度(2),かごしま「働き方改革」推進企業認定制度(4,5,6,7,8,10),かごしま「働き方改革プラス共働き・共育て」推進企業認定制度(4,5,6,7,8,10(うち,7,10は必須)),鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度(12)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰(1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	鹿児島県女性活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	かごしま男女共同参画の状況
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期的場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①県男女共同参画週間事業 ・ ②若年層に対する意識啓発 ・ ③若者による暴力未然防止の活動支援 ・ ④子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業 ・ ⑤県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会 ・ ⑥県男女共同参画基本計画等に関する普及啓発 ・ ⑦DVの防止及び被害者支援のためのアドバイザー派遣 ・ ⑧「女性に対する暴力をなくす運動」の実施 ・ ⑨DV防止支援関係者向けのリーフレットの配布 ・ ⑩DV防止・相談窓口の広報啓発、相談窓口カードの活 ・ ⑪配偶者暴力相談支援センターへのコーディネーター派遣 ・ ⑫地域におけるジェンダー平等推進事業 ・ ⑬職場におけるジェンダー平等推進フォーラム ・ ⑭男性の育児・介護休業取得促進セミナー ・ ⑮各分野で活躍する女性のロールモデル発信プロジェクト事業[九州知事会・人材活躍PT] ・ ⑯情報紙の発行	①講演、ワークショップ、パネル展示 ②学校への男女共同参画お届けセミナーの開催(男女共同参画・デートDV防止について) ③県内大学生等自主グループによるワークショップ等の開催 ④児童生徒・教職員・保護者・地域住民等を対象としたワークショップ等の開催、教職員向けワークショップ等の開催 ⑤市町村や県地域振興局等担当職員の研修会を開催 ⑥学校管理職(新任校長・新任教頭、経験者教頭)研修、新規採用職員後期研修等での普及啓発 ⑦配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間団体が実施する研修会等へのアドバイザー派遣 ⑧「女性に対する暴力をなくす運動」期間における、パ・フルライトアップ・パネル等展示をはじめとした意識啓発等 ⑨行政担当者、医療関係者、民生委員等、学校関係者向けにリーフレット(簡易マニュアル)を配布 ⑩窓口相談カードの配布、ラジオスポット等での相談窓口の広報 ⑪配偶者暴力相談支援センター機能充実のため、コーディネーターを派遣 ⑫地域における男女共同参画・ジェンダー平等の推進のため、地域住民を対象とした啓発イベントや、市町村長等を対象としたセミナーを開催 ⑬企業トップ等の意識改革を図るためのフォーラムを開催する。 ⑭誰もがワークライフバランスを実現することができ職場づくりを促進するため、職場の管理職等を対象に研修会を開催 ⑮各県において令和4年度に作成したロールモデル動画の周知、広報、啓発を行い、九州の女性のキャリアアップを支援する。 ⑯「鹿児島県男女共同参画センターだより」の発行	②高等学校20校 ④13校 ⑤89名 ⑦3団体 ⑪年間9回 ⑯各9000部	①7月 ②7月～2月 ④6月～1月 ⑤4月 ⑧11月 ⑬1月 ⑭1～2月 ⑯年2回
2. 表彰 ・ 鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰	女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰	表彰企業 4社	
3. 講座 ・ ①男女共同参画基礎講座 ・ ②男性のための男女共同参画セミナー ・ ③女性のエンパワーメント事業 ・ ④相談業務研修会 ・ ⑤女性に対する暴力をなくすセミナー ・ ⑥アドバイザー派遣事業 ・ ⑦困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	①男女共同参画の推進に必要な知識と手段を学ぶ講座の開催 ②男性の男女共同参画への正しい理解と職場や家庭、地域における固定的役割分担意識の気づきと解消を目指したセミナーを開催 ③ジェンダー平等推進の観点から、様々な分野における女性の参画を促進するため、各種セミナーを開催し、女性のスキル向上やネットワークの構築を支援 ④相談事業に係る相談員・担当者等を対象とした、DV被害者支援に必要な知識の習得や相談対応のスキルアップを図るための研修会の開催 ⑤「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、DVや性被害の本質を理解し、被害者に必要な対応について学ぶセミナーを開催 ⑥職場におけるジェンダー平等の理解と取組の促進を図るため、事業所等に社会保険労務士、経営コンサルタント等のアドバイザーを派遣し、意識改革に向けた研修や事業主行動計画策定支援等を実施 ⑦困難を抱える女性の支援等を行う民生委員・児童委員等を対象に開催される研修等へ講師を派遣	⑥25団体程度 ⑦4団体程度	①6,7,9,10月 ②11月 ③9～2月 ④6月 ⑤11月 ⑥10月～3月 ⑦6月～
4. 相談事業 ・ ①一般相談 ・ ②専門相談 ・ ③スーパービジョンの実施 ・ ④若者を対象とした相談窓口「ぴあ・すてーしょん」 ・ ⑤就労支援等専門相談 ・ ⑥女性のための法律110番 ・ ⑦SNS(チャット)によるDV相談窓口「With You」	①男女共同参画相談員による一般相談(電話・面接) ②女性のための法律相談：女性弁護士による法律相談(第1・3火曜日)、メンタルヘルス相談：女性精神科医による相談(第2水曜日)、男性相談：男性相談員による相談(第2土曜日) ③相談員の相談対応に対する専門家による助言 ④鹿児島大学医学部保健学科ボランティアサークル「ピア☆ぴあ☆かごしま」と共催により実施 ⑤社会参加支援相談：精神保健福祉士による相談(第4木曜日) 就労支援相談：キャリアコンサルタントによる相談(第1水曜日) ⑥「女性に対する暴力をなくす運動」期間に県弁護士会との共催で法律相談を実施 ⑦年齢・性別を問わず匿名でも相談できるSNS(チャット)による相談窓口を新たに設置		③6,8,11月 ④毎月第3土曜日 ⑤月2回 ⑥11月 ⑦11月～
5. 情報収集・提供 ・ ①かごしまジェンダー平等推進ポータルサイトの運営 ・ ②図書、ビデオ、DVD、パネル展示 ・ ③県ホームページ、Facebook	①男女共同参画・ジェンダー平等についての情報を掲載するポータルサイトを運営し、県民に広く情報発信 ②男女共同参画に関する図書等の整備・貸し出し、パネルの展示等 ③県ホームページ、Facebookによる情報提供		
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画に関する県の施策についての申出処理	男女共同参画の推進に関する県の施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について県民からの申出の受付		
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性に対する暴力防止キャンペーン	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、民間団体、関係機関と連携して街頭キャンペーンを実施		11月
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他 ・ ①かごしま男女共同参画の状況 ・ ②DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議 ・ ③男女共同参画地域推進員制度 ・ ④女性活躍推進会議 ・ ⑤生理用品の無料配布 ・	①男女共同参画推進条例に基づき、県及び市町村の状況等を取りまとめ、県のホームページ等で公開する。 ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ること及び困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議等を実施 ③県が指定する講座の修了生の中から、市町村長の推薦を経て、知事が委嘱(委嘱式、連絡会議) ④関係機関による協議会を設置し、女性の活躍に向けた取組を推進 ⑤経済的な理由等から生理用品を買えない、又は使えない女性や女兒を支援するため、県男女共同参画センターの相談者等に生理用品を無料で配布		②9,10,12,2月 ③3月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		鹿児島県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。	1
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	2
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。	
		3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	
		4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1
		2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規 定 名		鹿児島県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり	2
		2. なし	
		3. その他()	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産		4	
育児		1	
家族の看護		4	
家族の介護		1	
疾病		1	
その他		1 公務	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4
		2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設)	1
		2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。	3
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。	
		2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	
		3. その他 ()	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。	1
		2. 行っていないが、今後、行う予定である。	
		3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。	3
		2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	
		3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。	1
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。	2
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	避難所管理運営マニュアルモデル
該当部分の規定	男女共同参画の視点による配慮 ・女性の多様なニーズを把握するために,市町村の男女共同参画センターや男女共同参画所管部局等と連携しニーズ調査等を実施することにより,女性特有のニーズに沿った物資やボランティアを把握(p75) ・平常時から市町村の男女共同参画センターや配偶者暴力相談支援センター及び男女共同参画所管部局,女性団体等と連携し,セクシュアルハラスメントや性的暴力などに関する相談が安心してできる体制を作り,その周知を徹底(p75) ・市町村は避難所チェックシートを活用し,男女共同参画の視点に立った避難所運営ができているか巡回指導を行います。巡回指導にあたっては,女性職員や市町村の男女共同参画を所管する部局,地域における男女共同参画に関わる団体等と連携して対応(p75) ・遠隔地で避難生活を送る場合,子育てや介護場の心配・負担が増大したり,世帯が市町村行きを超えて分離して生活したり,家族関係が複雑になる場合も少なくないため,市町村の男女共同参画を所管する部局,地域における男女共同参画に関わる団体等と連携して,男女別の課題の把握や支援を行う(p76)

調査時点コード: 2

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) (2024年3月31日)

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2020年7月28日	～	2024年7月27日
副知事				2 人	(女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置		審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	57	17	29.8	
		都道府県防災会議(委員のみ)	56	17	30.4	
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	8	40.0	
		8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	9	100.0	
	2	国土利用計画地方審議会	17	7	41.2	
	3	土地利用審査会	7	3	42.9	
	4	都道府県交通安全対策会議	18	3	16.7	
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	42	18	42.9	
	7	精神医療審査会	31	15	48.4	
	8	都道府県生活衛生適正化審議会				
	9	都道府県医療審議会	21	4	19.0	
	10	准看護師試験委員会	14	6	42.9	
	11	麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
	12	地方社会福祉審議会	39	15	38.5	
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	11	57.9	
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15	国民健康保険審査会	9	5	55.6	
	16	都道府県農業共済保険審査会				
	17	都道府県森林審議会	12	6	50.0	
	18	都道府県建設工事紛争審査会	9	5	55.6	
	19	建築審査会	7	4	57.1	
	20	都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	21	都道府県都市計画審議会	16	5	31.3	
	22	開発審査会	7	3	42.9	
	23	私立学校審議会	12	5	41.7	
	24	石油コンビナート等防災本部	31	1	3.2	
	25	公害健康被害認定審査会	7	0	0.0	
	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
	27	都道府県児童福祉審議会				
	28	地方港湾審議会	22	8	36.4	
	29	土地区画整理審議会				
	30	教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	31	介護保険審査会	27	12	44.4	
	32	都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0	
	33	感染症の診査に関する協議会	33	11	33.3	
	34	警察署協議会	251	124	49.4	
	35	土地収用事業認定審議会	5	4	80.0	
	36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37	都道府県国民保護協議会	51	11	21.6	
	38	地方独立行政法人評価委員会				
	39	市街地再開発審査会				
	40	都道府県職員委員会				
	41	自然再生協議会				
	42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43	後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
	44	留置施設視察委員会				
	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46	指定難病審査会	30	5	16.7	
	47	小児慢性特定疾病審査会	7	3	42.9	
	48	行政不服審査会	5	2	40.0	
	49	地域医療対策協議会	18	4	22.2	
	50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	51					
	52					
	53					
	54					
	55					
		合 計	891	349	39.2	
		女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	33	3	9.1	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計		84	16	19.0	
女性委員0の委員会数		1			